

大阪市監査委員	船 場 太 郎
同	勝 田 弘 子
同	川 村 恒 雄
同	高 瀬 桂 子

住民監査請求について（通知）

平成 18 年 1 月 11 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

記

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

市監査委員は、市長ほか関係機関に対し、平成 11 年度から平成 16 年度までの委託業務剰余金合計 55,001,235 円を財団法人大阪市交通事業振興公社（以下「公社」という。）より返還させるべく措置請求する。

本来、予算金額と決算金額において、誤差が生じてはならず、本体の交通局が大赤字なのに下部組織である公社の黒字決算は許されるはずもなく、旧道路公団と構造が同じであることから、剰余金を返還させることは当然である。

2 地方自治法（以下「法」という。）第 242 条の要件に係る判断

（1）対象となる財務会計上の行為等

ア 剰余金の性格

地方財務実務提要（地方自治制度研究会）によれば、委託業務の対価として一定の金額を支払うことを約し、委託業務が適正に執行されるならば、経営努力の結果、受託者に剰余が生じるとしても、それはいわゆる企業努力として評価することも可能であり、法律上、この剰余金額が当然に返還されるものではない。

また、普通地方公共団体が随意契約の制限に関する法令に違反して締結した

契約は、当該契約を無効としなければ随意契約の締結に制限を加える法令の趣旨を没却する結果となる特段の事情が認められる場合に限り、私法上無効となるとされている（最高裁昭和 62 年 5 月 19 日判決）。

交通局が公社と締結した平成 11 年度から平成 16 年度までの委託業務契約（以下「本件委託契約」という。）は、その執行及び支払いは全て終結しており、剰余金の返還請求権が発生する可能性があるのは、交通局と公社の上記特段の事情が認められる違法な委託契約によってである。

イ 対象の特定

住民監査請求においては、対象とする違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実を他の事項から区別し特定して認識することができるように、個別的、具体的に摘示することを要するものとされ、また、当該行為等が複数である場合には、当該行為等の性質、目的等に照らしこれらを一体とみてその違法又は不当性を判断するのを相当とする場合を除き、各行為等を他の行為等と区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要するとされている（最高裁平成 2 年 6 月 5 日判決）。

そして、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合して、住民監査請求の対象が特定の財務会計上の行為又は怠る事実であることを監査委員が認識できる程度に摘示されているのであれば、これをもって足り、上記の程度を超えてまで当該行為等を個別的、具体的に摘示することを要するものではないとされ、この理は、当該行為等が複数である場合であっても異なるものではないとされている（最高裁平成 16 年 11 月 25 日判決）。

本件委託契約は、年度ごとに百数十件存在し、各業務の主管課において業務内容ごとに締結されているものであり、一体とみてその違法又は不当性を判断するのは相当でなく、剰余金の返還請求権が発生する可能性のある違法又は不当な委託契約について、監査委員が特定認識できる程度に摘示されていない。

(2) 請求期間の制限

法第 242 条第 2 項において、住民監査請求は、当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでないとされている。

ア 怠る事実について

怠る事実については、法第 242 条第 2 項に規定する期間制限は適用されないが、特定の財務会計上の行為が財務会計法規に違反して違法であるか又はこれが違法であって無効であるからこそ発生する実体法上の請求権の行使を怠る事実を対象として監査請求がなされた場合に上記の期間制限が及ばないとすれば、法第 242 条第 2 項の規定の趣旨を没却することとなり、このような場合には、当該行為のあった日又は終わった日を基準として同規定を適用すべきもの

であるとされている（最高裁昭和 62 年 2 月 20 日判決）。

請求人は、交通局が公社に対する委託契約（委託料の設定）から生じた剰余金の返還請求権を不行使であり、それが財産の管理を怠る事実であると主張していると解され、当該行為のあった日は、本件委託契約の締結日（基本的には年度当初）であるから、請求期間の規定が適用され、請求期間を経過していることになる。

イ 正当な理由

正当な理由については、財務会計上の行為が秘密裡にされた場合に限らず、住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができたかどうか、できなかった場合には、特段の事情のない限り、住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的に見て上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものとされている（最高裁平成 14 年 9 月 12 日判決）。

すなわち、正当な理由を判断するためには、相当の注意力による調査を必要とし、住民なら誰でも閲覧等できる情報については、それが閲覧等できる状態に置かれれば住民が積極的に調査することができるものであることを当然の前提としているものと解される。

本件委託契約に係る決裁文書は、毎年度作成され、情報公開請求等に基づき、相当の注意力をもって調査を尽くせば、当該行為の存在及び内容を知ることができるものである。また、剰余金の発生については、公社の損益計算書・貸借対照表が公社の決算理事会（平成 16 年度決算理事会は平成 17 年 6 月 15 日開催）後、閲覧等が可能であることから、知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたとは認められない。

したがって、当該行為のあった日から 1 年を経過していることについての正当な理由は認められない。

以上のことから、本件請求は、法第 242 条の要件を満たさないものと判断する。